合レベルによって衛星EPIRB送信が検知されないこと又はこれにより生命を危険にさらす受信の遅れとなる危険性を表すであろうこと。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　考慮事項f)に指摘したように隣接帯域で行う業務の最新及び将来の発展を考慮しつつ、有害な混信を生ずる発射（第5.267号参照）から、406-406.1MHz周波数帯のMSSシステムの適切な保護を確保するために、規則上、技術上及び運用上の適切な研究を、WRC-15に間に合うように行い終了すること。

2　406-406.1MHz周波数帯のMSSシステムの保護を促進するために、決議事項１の下で実施される研究に基づいて、規則上の措置が必要であるかどうかを検討すること又は適切なITU-R勧告及び／又はレポートにある上記の研究結果を含めることが十分であるかどうかを検討すること。

以下を無線通信局長に指示し、

1　上記のITU-Rに要請する決議事項に応える適切な措置を検討する目的で、WRC-15への局長報告にこれらの研究結果を含めるべきこと。

2　406-406.1MHz周波数帯の許可されていない発射源を特定するために、この周波数帯の監視計画を作成すること。

以下を主管庁に要請する。

1　406-406.1MHzの周波数帯において、この周波数帯で許可された業務以外の局の識別及び位置決定のため無線通信規則第16.5号の規定に基づいて無線通信局が要請する監視計画に参加すること。

2　第5.266号の規定に基づいて運用する局以外の局が、406-406.1MHzの周波数帯の使用を控えることを確保すること。

3　遭難安全制度に対する有害な混信を除去するために適当な措置を執ることを要請すること。

4　極軌道衛星通信（Cospas-Sarsat）システムへの報告された混信事例を解決するために、システムに参加している国とITUとともに作業を行うこと。

5　ITU-Rに寄与文書を提出することによりその研究に活発に参加すること。

改　決議第215（WRC-12、改）　1-3GHzの周波数帯における移動衛星システム間の調整過程及び移動衛星業務への分配の効率的な使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　移動衛星システムの宇宙から地球方向への送信は地上業務と周波数帯を共用している区域において電力束密度の制限を受けること。

b)　提案された多数の移動衛星システムは無線通信規則付録第５号の第１附属書に定められた電力束密度の範囲内で、良好な業務を提供可能であること。

c)　移動衛星業務のシステムによって最大通信容量が得られた場合、個々のシステムに対する混信の大部分は、周波数帯を共用している他の移動衛星システムからのものであり、したがって、１つのシステムが高電力で送信を開始すると、他の全てのシステムが相互混信を克服するために同じく高電力で送信する必要が生じること。

d)　ITU-Rは移動衛星業務での無線スペクトルと周波数共用の効率的な利用について研究していること、ITU-R勧告M.1186及びM.1187は今後の研究のための基礎となること及びこの問題に関係して追加予備文書が主管庁によって利用可能又は提供可能であること。

e)　同一方向、同一周波数及び同一業務区域という共用環境において、スペクトル拡散多元接続技術を使用するシステムの容量は同様の多元接続技術を使用する他の移動衛星業務システムの技術上及び運用上の特性によって影響を受けること。

f)　世界の多くの場所では、1-3GHzの範囲の特定の周波数帯域において他の地上業務及び宇宙業務による使用に起因する重大なふくそうが存在していること。

g)　移動衛星業務の分配において、最も効率的に周波数を使用する必要があること。

以下を認め、

移動衛星業務に分配された周波数帯の有効利用を保証するために、以下の緊急の要求があること。

a)　移動衛星システム間の調整の必要性を決定する基準をITU-Rが確立すること。

b)　調整中の主管庁が用いる混信計算の詳細な方法

c)　あらゆる移動衛星業務システムの適時の展開を妨げないITU-Rの研究

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　この問題についての研究を続け、緊急の課題として移動衛星業務の通信網間で必要な保護率だけでなく、調整の必要性を決定する基準及び混信のレベルを決める計算方法を確立すること。

2　緊急の課題として、移動衛星業務システムにおけるスペクトル効率を改善するため、技術上及び運用上実現可能な技術の使用を研究すること。

以下を更に決議する。

1　ITUの研究は、同一周波数、同一業務区域及び同一方向の共用を可能とするが、同様の多元接続技術を使用する移動衛星業務システムによるスペクトルの効率的利用を最大化するためのシステム運用者間での協力を伴うスペクトル拡散多元接続技術を使用するシステムの技術上及び運用上の特性に重点を置くべきであること。

2　移動衛星システムの導入に責任を有する主管庁は、実行可能な場合は、実現可能な移動衛星業務提供のための要件に沿い、スペクトル効率を改善するための最新の利用可能な技術を導入することが求められていること。

3　主管庁は、1-3GHzの範囲で全世界的な移動衛星業務システムを導入する準備をしている場合、必要ならば、WRC-97で決定した1-3GHzの範囲の移動衛星業務への分配に従って、異なる地域での異なる周波数帯で運用ができるように、使用可能な最も高度な技術を使用するよう奨励されることを勧告すること。

改　決議第222（WRC-12、改）　移動衛星業務による1525-1559MHz及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯の利用及び航空移動衛星（R）業務のためのスペクトルの長期的な通信を確保するための手続

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、